

# 第一部 証券情報

## 第1 募集要項

### 1. 新規発行債券

銘柄	第21回水資源債券 (サステナビリティボンド)	債券の総額	金10,000,000,000円
記名・無記名の別	一	発行価額の総額	金10,000,000,000円
各債券の金額	1,000万円	申込期間	令和5年12月1日
発行価額	各債券の金額100円につき金100円	申込証拠金	各債券の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
利率	年0.205%	払込期日	令和5年12月20日
利払日	毎年6月20日及び12月20日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
償還期限	令和8年12月18日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方法	利息支払の方法及び期限  (1) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、毎年6月20日及び12月20日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。 (2) 偿還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもってこれを計算する。 (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日にこれを繰り上げる。 (4) 偿還期日後は、利息をつけない。		
償還の方法	1. 債還金額 各債券の金額100円につき金100円 2. 債還の方法及び期限  (1) 本債券の元金は、令和8年12月18日にその全額を償還する。 (2) 債還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日にこれを繰り上げる。 (3) 本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。		
担保	本債券の債権者は、独立行政法人水資源機構法の定めるところにより、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財務上の特約	担保提供制限	該当事項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	その他の条項	該当事項なし	

摘要	<p>1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付      本債券について、機構は株式会社格付投資情報センター（以下「R &amp; I」という。）      からAA+の信用格付を令和5年12月1日付で取得している。      R &amp; I の信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や      個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR &amp; I の意見      である。R &amp; I は信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リ      スク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明す      るものではない。R &amp; I の信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・      将來の事実の表明ではない。また、R &amp; I は、明示・默示を問わず、提供する信      用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性及び特定      目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。      R &amp; I は、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じて      いるが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R &amp; I は、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料      ・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。      一般に投資に当たって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を      引き起こす要因となり得ることが知られている。      本債券の申込期間中に本債券に関するR &amp; I が公表する情報へのリンク先は、R &amp; I のホームページ (<a href="https://www.r-i.co.jp/rating/index.html">https://www.r-i.co.jp/rating/index.html</a>) の「格付ア      クション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックしたリ      ポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情      報を入手することが出来ない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。      R &amp; I : 電話番号 03-6273-7471</p> <p>2. 社債、株式等の振替に関する法律の適用      本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定の      適用を受けるものとする。</p> <p>3. 本債券に関する募集の受託会社</p> <p>(1) 本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会      社三菱UFJ銀行とする。</p> <p>(2) 募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け      、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は      裁判外の行為をなす権限及び義務を有する。</p> <p>(3) 募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項（以下「本要項」という。）並びに      機構及び募集の受託会社との間の令和5年12月1日付第21回水資源債券（サス      テナビリティボンド）募集委託契約証書（以下「募集委託契約」という。）に定      める権限及び義務を有し、当該事務を行う。</p> <p>(4) 本債券の債権者は、募集委託契約に定める募集の受託会社の権限及び義務に関      するすべての規定の利益並びに募集の受託会社によるかかる権限の行使及びか      かる義務の履行による利益を享受することができる。</p> <p>4. 期限の利益喪失に関する特約      機構は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本債券について期限の      利益を失う。</p> <p>(1) 機構が別記「利息支払の方法」欄又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違      背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。</p> <p>(2) 機構が発行する本債券以外の債券及びその他の借入金債務について期限の利益      を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらず5営業日以内にその弁済をする      ことができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が30億円を超      えない場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、か      つ機構の解散期日の1箇月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に</p>
----	---

摘要	<p>承継する法令が公布されていないとき。</p> <p>(4) 法令若しくは裁判所の決定により、機構又は機関が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、破産手続、株式会社における更生手続、特別清算手続その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。</p> <p>5. 期限の利益喪失の公告</p> <p>前項の規定により機関が本債券について期限の利益を喪失したときは、募集の受託会社はその旨を本「摘要」欄第6項第(2)号に定める方法により公告する。</p> <p>6. 公告の方法</p> <p>(1) 機関は、本債券に関し、本債券の債権者の利害に關係を有する事項であつて、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合には、これを公告する。</p> <p>(2) 本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。</p> <p>7. 債券原簿の公示</p> <p>機関は、その本社に債券原簿を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。</p> <p>8. 本要項の変更</p> <p>(1) 機関は、募集の受託会社と協議のうえ、本債券の債権者の利害に重大なる關係を有する事項を除き、本要項を変更することができる。</p> <p>(2) 前号に基づき本要項が変更されたときは、機関はその内容を公告する。ただし、機関と募集の受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りでない。</p> <p>9. 本債券の債権者集会</p> <p>(1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券の全部についてその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大な影響を及ぼす事項について決議をすることができる。</p> <p>(2) 債権者集会は、東京都において行う。</p> <p>(3) 債権者集会は、機関又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに、債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。</p> <p>(4) 本債券総額（償還済みの額を除く。また、機関が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(5) 本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。</p> <p>(6) 前号の規定にかかわらず、機関は、その有する本債券については、議決権を有しない。</p> <p>(7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債券の債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。</p> <p>(8) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。</p> <p>①債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は本要項の定めに違反するとき      ②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき      ③決議が著しく不公正であるとき      ④決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき</p> <p>(9) 本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席すること</p>
----	---

摘要	<p>ができる。機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。</p> <p>(10) 債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対して効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。</p> <p>(11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手續は機構と募集の受託会社が協議して定め、本「摘要」欄第6項第(2)号に定める方法により公告する。</p> <p>(12) 本項の手続に要する合理的な費用は機構の負担とする。</p> <p>10. 募集の受託会社への事業概況等の報告</p> <p>(1) 機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。</p> <p>(2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は機構の内部規則その他の定めに反しない範囲において、機構に対し、その事業、資産の概況、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求することができる。</p>
----	---

## 2. 債券の引受け及び債券に関する事務

債券の引受け	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額(百万円)	引受けの条件
債券の引受け	SMB C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3番 1号	5,000	1.引受人は本債券の全額につき共同して買取引受を行う。
	大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9番 1号	5,000	2.本債券の引受手数料は各債券の金額100円につき金17.5銭とする。
	計		10,000	
債券に関する事務	募集の受託会社の名称	住 所		
	株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目 7番 1号		

## 3. 新規発行による手取金の使途

### (1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
10,000,000,000円	21,565,940円	9,978,434,060円

### (2) 手取金の使途

手取金 9,978,434,060 円は、全額を令和 5 年度中における機構法第 12 条第 1 項第 1 号及び同法附則第 4 条第 1 項に定めるダム及び用水路等の建設事業の資金に使用します。

当機構は、ICMA（国際資本市場協会：International Capital Market Association）が定義するグリーンボンド原則 2018（以下、「グリーンボンド原則」という。）、ソーシャルボンド原則 2020（以下「ソーシャルボンド原則」という。）に基づく、サステナビリティボンド・フレームワーク（以下、「本フレームワーク」という。）により、サステナビリティボンドを発行します。本フレームワークについては、グリーンボンド原則、ソーシャルボンド原則、サステナビリティボンド・ガイドライン 2018 及び環境省グリーンボンドガイドライン 2020 年版に適合する旨、独立した第三者評価機関である株式会社格付投資情報センター（R & I）から、セカンドオピニオンを取得しています。

【参考】セカンドオピニオン（発行者：株式会社格付投資情報センター）

<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/sustainabilityfinance/index.html>

## サステナビリティボンド・フレームワーク概要

1. 資金の使途	<ul style="list-style-type: none"><li>当機構が発行するすべての債券は、機構法第32条1項の規定に基づき、ダム及び用水路などの建設事業の資金に充当され、「安全で良質な水の安定した供給」と「洪水被害の防止・軽減」の適正な実施を通じ、わが国が抱える環境・社会的課題の解決に貢献します。</li></ul>
2. プロジェクトの評価と選定のプロセス	<ul style="list-style-type: none"><li>当機構は、国土交通大臣が水資源開発促進法に基づき指定する広域的な用水対策を緊急に実施する必要のある水系である「水資源開発水系」において、水資源の総合的な開発及び利用の合理化の基本となる「水資源開発基本計画（フルプラン）」に基づき、「事業実施計画」を作成し、主務大臣の認可を取得の上、水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設などの管理等を実施しています。</li></ul>
3. 調達資金の管理	<ul style="list-style-type: none"><li>調達資金は、機構法第32条第1項の規定に基づき、ダム及び用水路などの建設事業の資金に充当されます。施設の建設資金の一部は、利水者から割賦で償還されるため、建設事業に係る資金については各プロジェクトに紐づき、普通預金口座にて適切に管理しています。また、調達された資金が充当されるまでの間は、同預金口座にて流動資産として管理しています。</li></ul>
4. レポートィング	<ul style="list-style-type: none"><li>サステナビリティボンド・フレームワークの対象プロジェクトの実施による環境・社会的課題の解決に関する環境改善効果や社会的効果、本フレームワークに基づくサステナビリティボンドの調達額及び資金の充当状況等は、当機構のウェブサイト及び事業報告書等の書類にて年次で開示する予定です。</li></ul>